

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 本文

現 行	改正案
<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第143条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性のある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 用語</p> <p>この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第144条第1項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者であることを判断するため、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p><u>ア 原油換算エネルギー使用量の算定</u></p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年省令第74号）に準じた方法により行うこと。</u></p> <p><u>イ</u> 省略</p> <p><u>ウ</u> 省略</p> <p>(2)(3) 省略</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第143条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性のある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 用語</p> <p>この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第144条第1項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者であることを判断するため、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア</u> 省略</p> <p><u>イ</u> 省略</p> <p>(2)(3) 省略</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>事業活動によるエネルギー <u>（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）第1条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）</u>の使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p>

現 行	改正案
<p>(7) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に準じた方法により行うこと。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する者（以下「第3号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に使用の本拠を有する事業の用に供する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握 廃棄物の焼却等に伴い排出される<u>非エネルギー</u>起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）<u>第6条第2項から第8項</u>の規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>ウエ 省略 (4) (5) 省略 4～13 省略</p>	<p>(7) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に準じた方法により行うこと。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する者（以下「第3号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に使用の本拠を有する事業の用に供する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握 廃棄物の焼却等に伴い排出される<u>非化石燃料</u>起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）<u>第7条第1項第2号から第8号まで</u>の規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>ウエ 省略 (4) (5) 省略 4～13 省略</p>